

発議第 2 号

平成 25 年 3 月 8 日

庄原市議会議長 様

提出者 議会運営委員会
委員長 垣内 秀孝

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び庄原市議会会議規則（平成 17 年庄原市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

〔提案理由〕

地方自治法の一部改正及び庄原市議会議員定数条例の一部改正並びに庄原市行政組織条例の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例

庄原市議会委員会条例（平成17年庄原市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）となるものとする。ただし、議長はこの限りでない。

2 常任委員会の名称及び委員の定数は、次のとおりとする。

（1）総務財政常任委員会 6人

（2）教育民生常任委員会 6人

（3）産業建設常任委員会 7人

3 常任委員会の所管は、別表のとおりとする。

第3条第1項中「常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）」を「常任委員」に改める。

第4条第2項中「8人」を「6人」に改め、同条第3項中「議会運営委員」を「前項の委員」に改め、「任期」の次に「について」を加える。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員の任期は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間とする。

第7条第2項中「を準用する」を「にかかわらず、6人とする」に改める。

第8条第3項中「第3条第2項」を「第3条（常任委員の任期）第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任するものとする。

第11条の見出しを「（委員長の議事整理権・秩序保持権）」に改める。

第12条の見出し中「職務代理」を「職務代行」に改める。

第19条の見出し中「取扱い」を「取扱」に改める。

第20条第2項中「決する」を「決める」に改める。

第21条中「法律」を「法令又は条例」に改める。

第22条第1項中「委員長は」の次に「、」を加える。

第29条第2項中「及び」の次に「意見を」を加える。

第31条の見出しを「（会議規則への委任）」に改める。

別表総務財政常任委員会の項中「管財課」の次に「、地籍調査課」を、「税務課」の次に「、債権対策課」を加える。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 17 日から施行する。ただし、別表総務財政常任委員会の項の改正規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。